

別表 1

1	<p>高性能林業機械等整備</p> <p>(1) 補助対象者 認定林業事業体、クール林業経営体、育成経営体</p> <p>(2) 事業内容 物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための、生産コストの低減や生産性の向上等に資する林業機械作業システム整備の実施等とする。</p> <p>(3) 補助対象施設等 ハーベスタ、フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット、スイングヤーダ、タワーヤーダ、集材機、架線式グラップル、プロセッサ、グラップル、フォワーダ、林業用トラック、林業機械アタッチメント（付属機器を含む）、その他知事が認めるもの</p> <p>(4) 補助対象経費</p> <p>①新規導入及び更新については次のとおりとする。 ア 新規導入は、新品等の施設等を新たに取得すること。 イ 更新は、既存施設等を処分して新品等に入れ替えること。ただし、補助対象経費は処分価格を控除した額とする。また既存施設の取壊しに係る経費は、補助対象外とする。</p> <p>②補助対象となる経費は本事業に必要な（3）補助対象施設等に示す本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費とする。事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>③リース及びレンタルは補助対象外とする。</p> <p>④他の国等補助金の交付を受けているもの又は受ける予定があるものは補助対象外とする。</p> <p>(5) 採択基準 次の全ての基準を満たすものとする。</p> <p>①生産コストの低減等に直接効果のある施設等の導入であること ②従来型と比較してエネルギー効率や生産性の向上等が図られる施設等の導入であること ③個別指標の目標値が、原則現状値を上回ること ④生産量や販路の拡大、安全性の向上等に資する取組に必要な施設導入であること</p> <p>(6) 補助金の額 補助対象経費の1／2以内とし、1台当たり上限20,000千円とする。</p> <p>(7) 事業実施計画の変更 高性能林業機械等整備における重要な変更は、下記に該当する場合とする。</p> <p>①事業の内容を変更しようとするとき ②補助金の変更 ③その他知事が必要と認めるもの</p> <p>(8) 留意事項 林業用トラックについては、道路法、道路交通法その他積載物の運搬に係る法令を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>a 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであ</p>
----------	---

ること

- (a) 補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。
 - (b) LSD（リミテッド・スリップ・デフ）又はLSDと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。
 - (c) リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160mm以上であること。
 - (d) 荷台は林業用に架装していること。
- b 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。
- (a) 車体に法人名等が印刷されていること。
 - (b) 運行記録、業務日報が整備されていること。
 - (c) 任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。

2 木材加工流通施設等整備

(1) 補助対象者

県内における、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び森林組合

(2) 事業内容

物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための、省力化や生産性の向上等に資する木材加工流通施設等を整備する。

(3) 補助対象施設

木材加工流通施設、森林バイオマス再利用促進施設及びその他知事が認めるもの

(4) 補助対象経費

①補助対象者が行う施設導入及び更新にかかる経費

ア 導入は、新品の施設等を新たに取得することとする。

イ 更新は、既存施設等を処分して新品等に入れ替えることとする。ただし、補助対象経費は処分価格を控除した額とする。また、既存施設の取り壊しに係る経費は補助対象外とする。

②補助対象となる経費は本事業に必要な(3)補助対象施設に示す本機購入費、付属機械器具購入費、構築物設置費、事業雑費とする。事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

③リース及びレンタルは補助対象外とする。

④他の国等補助金の交付を受けているもの又は受ける予定があるものは補助対象外とする。

(5) 採択基準

次の全ての基準を満たすものとする。

①生産コストの低減等に直接効果のある施設等の導入であること

②従来型と比較してエネルギー効率や生産性の向上等が図られる施設等の導入であること

③個別指標の目標値が、原則現状値を上回ること

④生産量や販路の拡大、安全性の向上等に資する取組に必要な施設導入であること

(6) 補助金の額

補助率は1/2以内とし、1補助対象者に対する補助金の上限額は75,000千円とする。

(7) 事業実施計画の変更

木材加工流通施設等整備における重要な変更は、下記に該当する場合とする。

- ①事業の内容を変更しようとするとき
- ②補助金額の変更
- ③その他知事が必要と認めるもの

(8) 留意事項

- ・事業費が 50,000 千円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

3 特用林産振興施設等整備

(1) 補助対象者

県内における、しいたけ生産者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会

(2) 事業内容

物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための、省エネ性能や生産性の向上等に資するしいたけ生産施設等を整備する。

(3) 補助対象施設

しいたけ生産施設装置、しいたけ生産用機械、しいたけ加工・貯蔵施設装置、しいたけ集出荷・販売施設装置、しいたけ加工流通用機械、その他知事が認めるもの

(4) 補助対象経費

- ①補助対象者が行う施設導入及び更新にかかる経費
 - ア 導入は、新品の施設等を新たに取得することとする。
 - イ 更新は、既存施設等を処分して新品等に入れ替えることとする。ただし、補助対象経費は処分価格を控除した額とする。また、既存施設の取り壊しに係る経費は補助対象外とする。
- ②補助対象となる経費は本事業に必要な(3)補助対象施設に示す本機購入費、付属機械器具購入費、建物建築費、構築物設置費、事業雑費とする。事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。
- ③リース及びレンタルは補助対象外とする。
- ④他の国等補助金の交付を受けているもの又は受ける予定があるものは補助対象外とする。

(5) 採択基準

次の全ての基準を満たすものとする。

- ①生産コストの低減等に直接効果のある施設等の導入であること
- ②従来型と比較してエネルギー効率や生産性の向上等が図られる施設等の導入であること
- ③個別指標の目標値が、原則現状値を上回ること
- ④生産量や販路の拡大、安全性の向上等に資する取組に必要な施設導入であること

(6) 補助金の額

補助率は1/2以内とし、1補助対象者に対する補助金の上限額は、補助対象者の直近3箇年の年間平均しいたけ生産量1トンにつき1,600千円とする。

(7) 事業実施計画の変更

特用林産振興施設等整備における重要な変更は、下記に該当する場合とする。

- ①事業の内容を変更しようとするとき
- ②補助金額の変更
- ③その他知事が必要と認めるもの

(8) 留意事項

事業費が 30,000 千円以上の場合は、法人化を必須とする。

事業費が 50,000 千円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

別表 2

事業メニュー	個別指標		目標値
1 高性能林業機械等整備	いずれも	県産材生産量	県産材生産量 (m ³ /年)
		県産材生産性	県産材生産性 (m ³ /人・日)
2 木材加工流通施設等整備	工場等の生産性		工場等の生産性 (m ³ /人・日)
3 特用林産振興施設等整備	しいたけ生産量		しいたけ生産量 (t/年)

※ 1 : 上記個別指標が適さない施設等の場合、導入施設等に応じて、適切に個別指標及び目標値を定めるものとする。

※ 2 : 現状値は、直近 3 ヶ年の平均値とする。